

両立支援のひろば



「両立支援のひろば」は、育児・介護休業法に基づく**育児休業取得率の公表**や、
次世代育成支援対策推進法に基づく**一般事業主行動計画の公表**
仕事と家庭の両立に取り組む企業や働く人をサポートする情報を掲載するサイトです。



育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法改正の概要 令和7年4月1日から施行

従業員数300人超の事業主に**男性の育児休業等の取得状況の公表**が義務付けられます

公表内容は、公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度（公表前事業年度）における次の①または②のいずれかの割合です。※令和7年3月31日までは、従業員数1,000人超の事業主に公表が義務付けられています。

①育児休業等の取得割合

育児休業等をした男性労働者の数

配偶者が出産した男性労働者の数

②育児休業等と育児目的休暇の取得割合

育児休業等をした男性労働者の数

+

小学校就学前の子の育児を目的とした
休暇制度を利用した男性労働者の数

配偶者が出産した男性労働者の数

※育児休業等とは、育児・介護休業法に規定する以下の休業のことです。

- ・育児休業（産後パパ育休を含む）
- ・法第23条第2項（3歳未満の子を育てる労働者について所定労働時間の短縮措置を講じない場合の代替措置義務）
又は第24条第1項（小学校就学前の子を育てる労働者に関する努力義務）の規定に基づく措置として育児休業に関する
制度に準ずる措置を講じた場合は、その措置に基づく休業

公表方法の詳細は
裏面をご確認ください

一般事業主行動計画に**数値目標を設定することが義務付けられます**

従業員数100人超の事業主は、一般事業主行動計画策定時に次のことが義務付けられます。

■**育児休業取得状況**や**労働時間の状況**に関する
数値目標の設定

■計画策定時の育児休業取得状況や労働時間の
状況把握等（PDCAサイクルの実施）

※令和7年4月1日以降に策定又は変更する行動計画から
数値目標が必要です。

一般事業主行動計画の目標設定例

- ・男性の育児休業取得率を**〇%以上**に引き上げる。
- ・従業員一人当たりの月平均残業時間を**〇時間以内**とする。
- ・全従業員の有給休暇取得率を**〇%以上**にする。

※必ず数値目標を設定してください（100人以下の企業は努力義務）。



次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の公表 育児・介護休業法に基づく育児休業取得率の公表

ログイン方法変更のご案内

ログイン方法が従来のメールアドレスを利用したものから
ログインID・PWによる方法になりました。
既に登録済の方もログインID・PWの登録が必要です。
詳細はこちらをご参照ください。



「両立支援のひろば」に公表する

ホーム > ログイン > マイページ

マイページ
貴社の現在の登録状況は以下の通りです。

ログインID・PWの登録後、「マイページ」でサイトへの登録を行います。
サイト登録状況の【両立支援のひろば】の「新規登録する」よりご入力フォームでお手続きください。

サイト登録状況
次世代法・女性活躍推進法一併型で一般事業主行動計画「両立支援のひろば」と「女性の活躍推進企業データベース」両立支援のひろば

- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の公表
- プラチナくるみ認定企業の実施状況の公表
- 仕事と介護の両立に関する取組（トモニマークの使用申請）
- 育児・介護休業法に基づく育児休業等の取得の公表

新規登録する

一般事業主行動計画、
育児休業取得率の
公表はこちらから

一般事業主行動
計画の公表は
こちらから

育児休業取得率の
公表はこちらから

一般事業主行動計画公表サイト
自社の行動計画・取組の新規登録・修正

登録・修正したい内容を選択して「次のページへ」ボタンを押してください。

☒ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を新規登録・修正する

☐ 次世代育成支援対策の実施状況を公表する
（※プラチナくるみ認定企業のみ）

☐ 仕事と介護の両立に関する取組を新規登録・修正する
（※「トモニ」マーク使用申請）

☒ 育児・介護休業法に基づく育児休業等の取得の状況を新規登録・修正する

※女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の公表は「女性の活躍推進企業データベース」に移動しました。

次のページへ

男性の育児休業等取得状況の公表義務が 300人超の企業に拡大されます （令和7年4月1日から）

【育児休業等の取得の状況】公表のポイント

入力必須項目は、育児・介護休業法で公表が義務付けられている、公表前事業年度の期間（算出期間）における男性労働者の①育児休業等の取得割合、②育児休業等と育児目的休暇の取得割合と、公表前事業年度の期間（算出期間）です。公表事項について①と②いずれの方法で算出したかが分かるように該当の入力欄にご入力ください。

【育児休業等の取得の状況】
※こちらは育児・介護休業法に基づく公表です。くるみ認定申請のための公表は本ページ下段で入力をお願いします。
※育児・介護休業法に基づく育児休業取得率等のみを公表しない場合は、1ページ戻り「育児・介護休業法に基づく育児休業等の取得の状況を新規登録・修正する」を選択して入力をお願いします。

公表前事業年度
2023 年 4 月 1 日 ~ 2024 年 3 月 31 日
※西暦でご記入ください。
※公表を行う日の属する事業年度の直前の事業年度を選択してください。

公表前事業年度において配偶者が出産した男性労働者数に対する、公表前事業年度において育児休業等（※）をした男性労働者数の割合
85.7 %
※小数第2位以下切り捨ててご記入ください。
※配偶者が出産した男性労働者（分母）が0人の場合は「-」（半角）と入力してください。

公表前事業年度において配偶者が出産した男性労働者数に対する、公表前事業年度において育児休業等（※）をした男性労働者数及び育児目的休暇（※）を利用した男性労働者数の合計数の割合
97.2 %
※小数第2位以下切り捨ててご記入ください。
※配偶者が出産した男性労働者（分母）が0人の場合は「-」（半角）と入力してください。

公表前事業年度において出産した女性労働者数に対する、公表前事業年度において育児休業等（※）をした女性労働者数の割合
100 %
※小数第2位以下切り捨ててご記入ください。
※出産した女性労働者（分母）が0人の場合は「-」（半角）と入力してください。

育児休業等の取得の状況に関する備考
※入力した育児休業等取得率とあわせて、平均取得日数なども入力してください。（任意）
20xx 年 x 月 x 日 ~ 20xx 年 x 月 xx 日 生ま

公表前事業年度
とは公表を行う日の
属する事業年度の
直前の事業年度
（1年間）のことです。

割合は小数点第2位
以下切り捨てで
ご入力ください。
※配偶者が出産した男性
労働者（分母）が0人の
場合は「-」（半角）と入力
してください。

育児休業等の取得の状況に関する備考
※入力した育児休業等取得率とあわせて、平均取得日数を公表される場合は入力してください。（任意）

▶各サイトの入力・送信が完了すると「受付メール」が届きます。

※届かない場合は、送信が完了していない可能性があります。

▶サイト管理者による掲載手続き後に「掲載完了メール」が届き、公表が完了です。

※「受付メール」が届いてから、5営業日経過しても完了メールが届かない場合は「修正依頼メール」が届いている可能性があります。メールボックスをご確認いただき、修正の上、再送信をお願いいたします。

両立支援診断サイト



あなたの会社の
取組状況を診断

両立診断サイト

診断する >

行動計画の策定にご活用ください！

両立診断とは、企業における仕事と家庭の両立支援の取組状況を客観的に点検・評価するための両立指標に回答していただくことにより、自社の両立支援の取組の進捗度合いの診断ができるプログラムです。両立診断結果に応じた行動計画を提案する機能も搭載しています。行動計画の策定にぜひお役立てください。

両立支援に取り組む企業の事例



両立支援に
取り組む
企業の事例

事例を見る >

企業の好事例をご紹介します

仕事と家庭の両立支援に積極的に取り組む企業の事例を多数掲載しています。
事例検索から見たい企業を企業規模、業種、取組内容、企業認定等で絞り込むことができます。
自社の取組の参考としてご覧ください。

